

1 適用範圍

本仕様書は、武雄市が発注する「まちなか公共空間デザイン調査研究業務委託」に適用するものとする。

2 本業務の目的

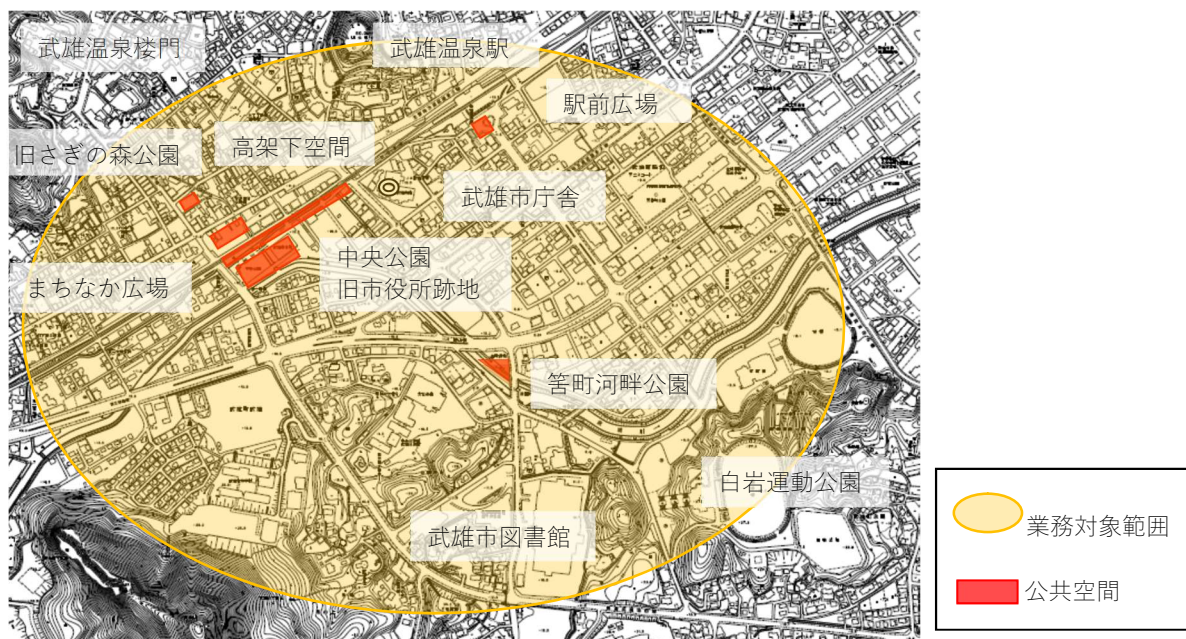
2022 年度九州新幹線西九州ルート¹の暫定開業を控え、「西九州のハブ都市」を目指したまちづくりに取り組んでいる。市内には JR 武雄温泉駅（約 130 万人）を中心として、武雄温泉（約 31 万人）、武雄市図書館・歴史資料館（約 100 万人）、文化会館、白岩運動公園、武雄競輪場などが点在しているが、それぞれの施設間の往来は少なく、市内の滞在時間が短い状況にある。

こうした状況の中、人が集まり、滞留する空間を創り出す可能性のあるまちなかの公共空間（中央公園、まちなか広場、旧さぎの森公園、旧市役所跡地、駅前広場、鉄道高架下など）の快適性・居住性を高め、誰もが使いやすい・人が集まる居場所に変えていく多機能化・高質化に必要な仕組みや整備等について調査研究することで、まちなかの施設等を効率的につなぎ回遊性を高めることを目的とする。

本業務の履行にあたっては、下記に示すエリアの将来像を明らかにし、今後取るべき政策や手法を取りまとめる。また、武雄温泉駅周辺の公共空間像を具体化したデザインを視覚的にわかりやすく取りまとめたイメージ図を作成する。

3 業務対象範囲

武雄温泉駅周辺



4 業務の内容

まちなかの公共空間を使った社会実験やイベント等の提案、及びエリアの将来像を明確化し将来的な使い方を見据えた空間デザインの検討を行う。

(1) 現地踏査

課題等の整理に先立ち、現地踏査を行い、業務対象地の現状、地勢地形その他の状況把握を行う。なお、平成30年度に実施した武雄温泉駅周辺エリア(17.5ha)の資料については貸与する。

(2) 課題の整理

安全・安心、賑わいの創出、景観形成、拠点づくりなど広範な視点・観点から課題等を整理する。また、国の示すまちづくり・市街地整備の方向性や、武雄市の目指す都市づくりや施策の方向性についても十分に踏まえたうえで整理を行う。

(3) 個別課題の調査研究及び施策の検討

課題となった事項について、課題の解決や魅力形成に向けたより詳細な調査研究を行う。また、調査研究内容を踏まえ、手法や施策の検討、その効果や実現性、課題等を整理のうえ、エリアの将来像を明確にし、政策提案として取りまとめる。

なお、手法や施策については、広範な視点・観点から整理するとともに、ハード手法及びソフト手法について提案するものとする。

(4) まちなかの公共空間の在り方に関する調査研究

指定しているまちなか公共空間について、将来的な在り方を調査するために社会実験やイベント等の提案、運営サポートを行う。また、来街者を対象として、社会実験の感想、満足度、ニーズ等を把握するためのアンケート調査及び出店した事業者を対象として、当該事業を実施するにあたり公共空間に必要な仕組みや整備等に関するニーズ等を調査する。

社会実験等に伴う調査及び地域住民等へのヒアリングの結果について分析し、将来的な在り方や運営者となる人材創出を見据えた仕組みや空間整備を提案するものとする。

また、仕組みや空間整備を提案したうえで、公共空間のデザインを行い視覚的にわかりやすく取りまとめたイメージ図の作成を行う。

(2)～(4)の検討にあたっては、下記的手段等を用いて行うこととする。

○地域住民、地域団体等の関係者へのヒアリング・勉強会等の実施

(5) 打合せ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。協議回数は着手時、中間3回、成果品納入時の計5回を想定している。

(6) 報告書作成

上記の検討結果を取りまとめ、本市への提言書(イメージ図)を含め、報告書として提出する。

5 業務計画書

業務実施目的等を踏まえ、業務着手に先立ち、業務の実施方針や作業内容、業務工程等について検討を行い、業務計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、業務計画書の書式については任意書式とする。

6 貸与資料

本業務を実施するうえで必要な資料は、武雄市より貸与するものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとし、不要となった場合は直ちに返却すること。

7. 成果品

(1) 成果品の提出

報告書（イメージ図） 一式 及び パース図2枚程度
（データ及び紙）

(2) 成果品の帰属

本業により得られた成果品及び権利は、すべて発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品を公表、貸与又は使用してはならない。

また、業務完成後、成果品の内容に誤り、不備等が発見されたときには、受注者は速やかに訂正等の必要な対応を行わなければならない。

8. その他

- (1) 受注者は、本業務において、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市の指示に柔軟に対応できるようにすること。
- (2) 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、実施期間中においては、本市と打ち合わせを行い、進行状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 個人情報を含む全ての情報について、委託期間中、委託期間終了後を問わず、知りえた情報は外部に漏らさないこと。また、委託業務にかかる機密情報データ等を複写・複製しないこと。
- (4) 成果品提出後は、本市の検査を受けなければ成らないものとする。なお、訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。また、その経費は受注者が負担するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義がある場合は、双方協議の上処理するものとする。